

○財務省告示第百九十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年五月二十四日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年六月九日

財務大臣 野田 佳彦

- | | | |
|---|----------------|---|
| 一 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（五年）（第九十六回） |
| 二 | 発行の根拠の法律及びその条項 | 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 |
| 三 | 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 四 | 発行方法 | 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に発行される入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に発行される入札であって、財務 |

五

方募

イ 入札発競争

ロ 入札発競争

ハ 入札発競争

ニ 入札発競争

ホ 入札発競争

六

イ 入札発競争

ロ 入札発競争

ハ 入札発競争

ニ 入札発競争

ホ 入札発競争

ロ 入札発競争

大臣が各国債市場特別参加者ご
とに応募限度額を定めるものに
よる発行（以下「国債市場特別参
加者・第 I 非価格競争入札発行」
という。）

各申込みのうち応募額の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。各申込みの応募額を案分
により割り当てて各申込みの
割当てる。特別参加者ごとの
各国債市場特別参加者ごとの
募集限度額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てて

額面金額で二兆九百三十二億
円、うち、財政法第四十一条の規
定に基づき発行した利付国債に
ついで、七億四千六百九十
七億四千六百九十万円、特別
に規定する法律第四十一条
の規定に基づき発行した利付
債に、九億五千三百九十万円
特別会計に、特別会計
条第一項の規定に基づき発行
した利付国債の額面金額
た、七億九千二百四十万円
で、七億九千二百四十万円

十 十
三 二

の 経 利 発 競
払 過 行 争
込 利 入
み 子 率 札

十 四
初 期 利 子

(一) 年 ○ 募 入 五 パ ー セ ン ト
は、 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は、 払 込 金 額 に 加 え、 次 の 算
式 によ り 算 出 し た 金 額 を 第 二
十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
む も の と す る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{65}{365}$$

(二) 発 行 時 にお いて、 そ の 利 子
に 係 る 所 得 税 が、 振 替 口 座 簿 中 の
口 座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も
の に つ い て は、 前 記 算 式
に よ り 算 出 し た 金 額 か ら 該 算 式
の 額 (一) に 百 分 の 二 十 を 乗 じ た 金
額 (一) お だ し、 該 国 債 を 発 行 金
時 にお いて 取 得 す る 者 が 非 居 居
住 者 又 は 外 国 人 である 場 合 算
に した 前 記 (一) の 算 式 によ り 算
出 し た 金 額 に 該 算 式 によ り 算
は 外 国 法 人 が 適 用 を 受 け る 所
得 税 の 率 を 乗 じ た 金 額 を
控 除 す る こ と が でき る。
平 成 二 十 三 年 九 月 十 日 を 支 払
期 と し、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
た 金 額 を 支 払 う。 た だ し、 算 出 し
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き
は、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (一) 以
下、 次 号 及 び 第 十 六 号 に お いて
規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限
平成二十三年五月二十四日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額	平成二十八年三月二十日	利子を支払う。前六月間に属する
					て、その日以前。六月間に属する
					を、支払期とし、各支払期におい
					毎年三月二十日及び九月二十日
					後の二期利子以